

第4 関東弁護士会連合会の現状と課題

1 関東弁護士会連合会（関弁連）の現状

(1) 関弁連とは

関弁連とは、弁護士法44条（「同じ高等裁判所の管轄区域内の弁護士会は、共同して特定の事項を行うため、規約を定め、日本弁護士連合会の承認を受けて、弁護士会連合会を設けることができる。」）に基づき、東京高等裁判所管内の東京三会と十県会（神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、山梨県、長野県、新潟県）の13の弁護士会をもって組織される弁護士会の連合会である。東京高等裁判所管轄区域内ということなので、関東という名称が付されているにもかかわらず、静岡県、山梨県、長野県、新潟県の各弁護士会も含まれることになる。関弁連に所属する弁護士の数は約2万5,000人であり、弁連としての所属弁護士数は日本最大である。

(2) 関弁連の組織

ア 理事会

関弁連の組織は、関弁連規約に基づき、理事によって組織される理事会において、理事のうち1名を互選によって理事長に選任する。また、24名の常務理事を選任し、さらに常務理事から1名を副理事長に選任する。2019（令和元30）年度の理事長は木村良二弁護士（神奈川県弁護士会所属）、副理事長は彦坂浩一弁護士（東京弁護士会所属）である。また、常務理事には、関弁連管内の各弁護士会の会長13名及び管内弁護士会所属の日弁連副会長3名が選任されている。関弁連の基本的な運営は、常務理事のみによって構成される毎月定例の常務理事会（理事会が開催される月は開催されない）の他、理事全体が参加する理事会（年に3回程度）で議案を審議、決定し、関弁連としての意思決定を行う。

イ 各種委員会・PT

委員会には、①総務委員会、②財務委員会、③地域司法充実推進委員会、④人権擁護委員会、⑤環境保全委員会、⑥外国人の人権救済委員会、⑦民事介入暴力対策委員会、⑧弁護士偏在問題対策委員会、⑨会報広報委員会、⑩研修委員会、⑪平成30年度シンポジウム委員会、⑫裁判官候補者推薦に関する委員会、⑬裁判官選考検討委員会、⑭法教育センター、⑮憲法問題に関する連絡協議会、⑯弁護士業務妨害対策委員会、⑰消費者問題対策委員会、⑱法曹倫理教育に関する委員会、⑲高齢者・障がい者委員会、⑳災害対策協議会プロジェクトチームという全20の委員会・PTがあり、それぞれが精力的に活動している。各理事はこの委員会のいずれかに所属する。具体的な活動内容については紙面の都合もあるので、関弁連会報を参照いただきたい。

(3) 活動

ア 2019（令和元）年度の関弁連の重点課題と施策

木村理事長を中心に、「継承と発展」をスローガンとして、これまで関弁連の諸活動と成果を継承し、より発展させるべく委員会等を中心として、日々諸活動を行っている。重点課題と施策は、①憲法問題、②地域司法の拡充、③災害対応、④男女共同参画、⑤関弁連定期弁護士大会とシンポジウム、⑥地区別懇談会・法曹連絡協議会、⑦ その他（継続した活動の展開）である。

イ 法曹連絡協議会と司法協議会

関弁連と東京高等裁判所管内の裁判所・検察庁との間で、司法の運営全般に関する実態把握と適正な改善を図るために、年1回の法曹連絡協議会（関弁連主催、2019年度は第53回）及び年3回の司法協議会（東京高等裁判所主催）が開催されている。具体的には、法曹連絡協議会では、裁判所側は東京高裁長官、検察庁側は東京高検検事長以下の出席が有り、関弁連側は理事者と議題に関係する関弁連委員会委員が参加する。内

容としては弁護士会から裁判所及び検察庁への質問・要望とその回答、またはその逆パターンでの質問・要望とその回答という形で協議が行われている。官からの回答は形式的な回答が多いとはいえ、裁判所、検察庁と司法全般を課題として協議会を持っている弁連はなく、弁護士会の考えを定期的に伝える貴重な場となっている。また、これと同趣旨で東京高等裁判所の主催により司法協議会が開催されている。2019（令和元）年9月には、第359回の司法協議会が開催された。

ウ 地区別懇談会

日弁連執行部と管内弁護士会会員との連絡調整を図るために、地区別懇談会が年に2回開催されている（2019（令和元）年度は、水戸と新潟での開催）。他の弁連では弁連大会の際に意見交換会が行われているが、懇談会という形で行われているのは関弁連のみである地区別懇談会は、日弁連執行部との直接対話の場として位置づけられている。この地区別懇談会が貴重なのは、日弁連理事会に参加出来ない一般会員が直接日弁連執行部との間で意見交換できることにある。また、2020（令和2）年1月の新潟での地区別懇談会に併せて日弁連と管内弁護士会の登録7年目までの会員による若手カンファレンスも開催する予定である。

エ 関弁連定期大会、シンポジウム

毎年秋に開催される関弁連定期大会、シンポジウムは、関弁連最大の行事である。2019（令和元）年度は9月27日に新潟で開催された。

シンポジウムのテーマは、「弁護士・弁護士会によるネットワークの構築～多様な連携の現場から～」である。また、定期弁護士大会では上野千鶴子氏をお招きして「『弱者が弱者のままで尊重される社会』のために～専門職にできること」の特別講演が行われた。

大会宣言については、「多様な場面における連携の深化を目指す宣言」が採択された。また、大会決議としては、「あらためて憲法9条改正案が日本国憲法の恒久平和主義と立憲主義を危険にさらすおそれがあること、国民生活、基本的人権の保障に多大な影響があることを明らかにするとともに、国民主権の観点から憲法改正手続法の抜本的改正を求める決議」、「全国の各都道府県及び市区町村に犯罪被害者支援に特化した条例を制定され、全国被害者支援の取組の一層の進展を求める決議」、「特定複合観光施設区域整備法（いわゆるカジノ解禁実施工法）におけるカジノ施設等から構成される特定複合観光施設の誘致をしないように求める決議」が採択された。

オ 各種委員会活動

20ある委員会・PTは、先に列挙したとおりである。関弁連会報で報告されているように、各委員会・PTそれぞれが精力的に活動している。委員会・PTの役割を大きく括れば、各单位会レベルでは広域性の要請に応えにくく、かつ日弁連では地域的に広汎に過ぎたり機動性・迅速性を要したりする問題を中心に、連携や情報・スキルの共有を図っているといえる。特に若手弁護士による各種委員会への参加者が多く、活気を帯びている。法友会としても、関弁連の意義や活動を積極的に研究し、中堅、若手を問わず有意な人材の供給源たることを目指すべきである。

カ ブロックサミット

関弁連を含む全国の弁連の意見交換会が年3回行われている。2019（令和元）年度の第1回は、東京で開催され、協議事項は、弁連と裁判所との協議会、裁判手続のIT化、弁連の非弁対応、男女共同参画についてなどであった。

第2回は、人権大会の日の朝に開催地で行われるのが慣例となっており、本年度は徳島で開催された。

キ 他の弁連との交流

関弁連の他に、北海道弁連、東北弁連、中部弁連、近畿弁連、中国地方弁連、四国弁連、九弁連の各弁連が有りそれぞれ大会が開催される。関弁連では、理事長他1名の常務理事を派遣し、現地での情報収集と交流を図っている。

ク 十国会訪問

関弁連では、正副理事長、常務理事及び地域司法充実推進委員会委員が就任間もない6月に管内の10県の各弁護士会を訪問している。その目的は、当該年度における重点課題を説明するとともに、各弁護士会から各会の実情・要望を把握し、コミュニケーションを密に図ることにある。この十県会訪問は、関弁連の常務理事会や理事会に出席していない単位会会員との有意義な意見交換の場として機能しており、評判も良い。従って、この良き文化は維持するよう努め、関弁連の会務や活動を充実化に繋げるべきである。

ケ 関東学生法律討論会

年に2回開催される関東学生法律討論会（慶應義塾大学、駒澤大学、専修大学、日本大学、明治大学、立教大学、早稲田大学、中央大学の8大学が連盟の加盟校）を関弁連は後援している。この関東学生法律討論会の後援団体は、関弁連の他は、東京高等裁判所、東京高等検察庁、株式会社有斐閣、株式会社日本評論社、法務省である。東京高等裁判所、東京高等検察庁、関東弁護士会連合会からは、各1名を審査委員として派遣しており、他に学者3名を加えて計6名の審査委員となるのが通例である。関弁連からは、毎回常務理事を審査委員に派遣している。これについても、詳細は関弁連だよりに譲る。

2 関弁連の課題

(1) 財政問題

関弁連においても、財政の問題は重要課題である。関弁連の財政状況は、2011（平成23）年度以降、各委員会活動の活発化あるいは協賛金の増額による支出増等により赤字決算が続き、かつては1億円を超えていた繰越金は減少し、2018（平成30）年度期初には、繰越金が8,000万円強となった。2018（平成30）年度では予算案策定段階から経費削減に関する地道な努力が続けられ、わずかであるが8年ぶりの黒字決算となった。2019（令和元）年度は僅かではあるが黒字予算を組んでいる。

かような現状のもと、活動の実情と会費額のバランスが適当かどうか等、会務のあり方や会活動全般の現状の総合的な点検、各委員会における実行予算書の作成などが求められている。現状の活発な活動を阻害することがないように創意工夫が求められている。

関弁連会費は、これまで各会の会員数から会費免除会員数を除いた人数によって定められている。しかし、近年、各会によって様々な会費免除が行われていることから、各会の均衡を図るため、日弁連会費の免除会員数を基礎とすべきではないかななどの改正議論が行われている。

(2) 管内弁護士会の関係

関弁連は、上記の通り弁護士法44条を根拠として東京三会と十県会からなる組織である。もともと、十県会は持ち回りで研修会を行うなど人的交流も活発で関係が深かったという歴史的経緯がある。そして現在は、十県会と東京三会は意思疎通の機会が多く、相互の協力体制ができてきている。

これは、関弁連が2014（平成26）年度に、関弁連理事長輪番制度の変更、東京三会会長の常務理事への就任などの機構改革を実現したこと由来している。これにより、以後、管内全弁護士会の会長が常務理事として一堂に会し、関弁連の会務の審議、執行に関する管内弁護士会間の連携がより効果的になされることが可能になった。2016（平成28）年5月に関弁連理事長と13弁護士会会長が連名で「69回目の憲法記念日に寄せる談話」を発表したことなども機構改革の成果である。今後もさらなる団結を目指すことが望まれる。

(3) 日弁連と関弁連との連携強化

2010（平成22）年度より、日弁連理事に関弁連理事長が就任することとなり、より一層、日弁連と関弁連の連携が強化されている。また、関弁連から関弁連常務理事を日弁連副会長に推薦することによって、関弁連常務理事から日弁連の動向や考え方に関し、詳細な報告を受けることができ、この点でも日弁連との連携強化が実現されている。

最大の会員数を擁する関弁連としては、日弁連との間で、今後とも、地区別懇談会や若手カンファレンス

などの各種行事を通じ、さらなる連携強化を模索していくべきである。

(4) 関弁連の理事長選出単位会の決め方

関弁連では、上記の通り、2014（平成26）年度より、東京三会と十県会から交互に理事長を選出することになっている。それまで何十年に一度しか理事長が選出されない弁護士会もあったが、東京三会と十県会から偏りなく理事長が選出されるようになり、関弁連の結束強化につながっている。2020（令和2）年度は、東京弁護士会から理事長が選任される予定となっている。

(5) 関弁連への参加と情報のフィードバック

関弁連の存在や活動についての東弁会員や法友会会員の認識・理解が高いとは決して言えない。そのため、常務理事・理事、関弁連各委員会の委員のみが活動しており、その活動内容や成果が東弁・法友会にフィードバックされているとは言いがたい。今後も、関弁連の存在意義・機能について関弁連サイドから十分な広報活動を行うとともに、理事や委員などの形で関わった会員からのより積極的な形でフィードバックがされることが必要である。「関弁連だより」や「関弁連会報」などの機関誌の充実、ホームページ、フェイスブックなどの関弁連自身による広報活動のみならず、現役のみならず関弁連理事OBも含め積極的な情報発信による掘り起こしが必要である。

これらをもとに、法友会から関弁連理事長・副理事長、常務理事、理事、各種委員の適任者を推薦するために、その候補者たりうる法友会会員の育成につとめる等のスパンの長い人員養成計画を行うべきである。また、東京三会からの関弁連定期大会、関弁連各種委員会などへの積極的な参加を促進し、恒常的に接点を設けておく必要があると考える。

関弁連およびその活動に対して、必ずしも関心が高いとは言えないが、その一因としては、「知る人ぞ知る」的な情報発信の貧弱さがあると思慮する。関弁連の各種委員会では、とりわけ十県会から熱心な会員が、若手を中心に参加して活発に活動している。東京三会の会員、特に法友会の会員も、積極的に委員会に参加していくべきである。法友会においては、責任と自覚を持った会員を委員として送りこみ、法友会の組織をあげて関弁連の活動を積極的にバックアップしていくことが望まれる。

(6) 事務局体制

関弁連は、事務局長と職員5名の体制で数多くの委員会を担当し、日常業務を支えている。専門家集団であるがゆえに、迅速かつ円滑に高度な事務作業をこなしている。限られた人数での運営となっており、副理事長は事務総長的な役割を担い、適切な管理業務を行う必要がある。近年事務の効率化も進められ、残業時間の軽減も図られているが、より働きやすい環境作りに努める必要がある。

また、職員の研修も重要であり、日弁連、東京三会の協力も得て、充実した研修を行う必要がある。